

川 監 委 発 第 1 3 8 号
令和3年11月25日

川 越 市 長 川 合 善 明 様
川越市議会議長 桐 野 忠 様
川越市教育委員会
教 育 長 新 保 正 俊 様

川越市監査委員 中 沢 雅 生
同 石 川 隆 二
同 矢 部 節
同 三 上 喜 久 蔵

随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を執行したので、
同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

事業者

株式会社川越学校給食サービス

所管部局

学校教育部 学校給食課

1 組織

会社の組織は、9企業で構成されており、代表取締役1名、取締役5名、監査役を1名を置いている。

特別目的会社である「株式会社川越学校給食サービス」は、本市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき選定した特定事業である「(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業」を遂行するため、株式会社方式による特別目的会社として平成27年10月30日設立にされている。

2 事業の概要

当事業の設計・工事監理・建設施設整備期間は平成27年12月から平成29年8月まで、給食の配食を平成29年9月より開始、運営・維持管理期間は平成29年9月から令和14年8月までの15年間で予定している。当事業による菅間第二学校給食センターは、小学校12校、中学校11校、特別支援学校1校の合計24校を対象とし、1日あたりの提供食数は約12,000食となっている。

また施設運営においては、ドライシステム及びHACCP概念の導入、明確なゾーニング、衛生的な配慮、アレルギー対応食の提供、環境への配慮、食育の推進、地産地消の推進、災害対応などに積極的に取り組んでいる。

第3 監査の期間

令和3年7月15日から令和3年11月25日まで

第4 監査の方法

担当課の当事業に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか、また事業者の菅間第二学校給食センターに係る事務と運営管理が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、矢部節、三上喜久蔵

第6 監査の結果

監査重点事項については、事業契約書等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

10月に、厨房設備からノロウイルスが検出されたが、センター内で従事する全員が検査をした結果陰性となり、幸いにも給食を提供した各学校からノロウイルス感染等の被害はなかった。学校給食においては、安全安心な給食の提供は極めて重要であり、今後、同様な事態が起こらないよう、厨房設備の洗浄、殺菌方法の見直しを行うとともにノロウイルス検査の充実強化を図るなど、事業者と連携し、再発防止に徹底的に取り組むよう強く要望する。